

広島県教育委員会訓令第2号

本 庁  
地 方 機 関  
学 校 以 外 の 教 育 機 関  
県 立 学 校

職員の服務の宣誓における上級の公務員を定める規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

職員の服務の宣誓における上級の公務員を定める規程を廃止する訓令

職員の服務の宣誓における上級の公務員を定める規程（昭和四十一年広島県教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この教育委員会訓令は、令和四年四月一日から施行する。